

(地Ⅲ19)

平成26年4月14日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

今 村 定 臣

小 森 貴

B型肝炎母子感染症予防方法の変更について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、「B型肝炎母子感染予防方法の変更について」厚生労働省結核感染症課長ならびに雇用均等・児童家庭局母子保健課長の連名により、各都道府県衛生主管部（局）長・母子保健主管部（局）長宛に通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、母子感染予防の組換え沈降B型肝炎ワクチン並びに乾燥HBs人免疫グロブリン及び抗HBs人免疫グロブリンの接種方法について平成25年10月18日付で公知申請がなされ、平成26年3月17日付けで承認されたことから、組換え沈降B型肝炎ワクチン製剤及びの用法・用量の変更について示されたものです。これにより、別紙2のとおりB型肝炎ウイルスの母子感染予防スケジュールが変更となります。

また、保健診療上の取り扱いについては、同封の厚生労働省保険局医療課長通知をご参照下さい。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健感発 0317 第 4 号
雇児母発 0317 第 4 号
平成 26 年 3 月 17 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

B型肝炎母子感染予防方法の変更について

医薬品組換え沈降B型肝炎ワクチン（酵母由来）並びに医薬品乾燥HBs人免疫グロブリン及び医薬品抗HBs人免疫グロブリンについては、「新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品の適応外使用について」（平成25年10月18日付け薬食審査発1018第1号・薬食安発1018第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知）を踏まえ、製造販売承認事項一部変更承認申請がなされ、平成26年3月17日付けで、別紙のとおり承認されたところです。

これを踏まえ、組換え沈降B型肝炎ワクチン（酵母由来）製剤及びの用法・用量の変更について、「B型肝炎母子感染予防方法の変更について」（平成26年3月17日健感発0317第3号・雇児母発0317第3号厚生労働省健康局結核感染症課長・雇用均等・児童家庭局母子保健課長連名通知、別添参照）により、都道府県、政令市及び特別区衛生主管・母子保健主管部（局）長宛て通知いたしました。

つきましては、貴職におかれましても、当該取扱いについて、貴会会員に御周知いただくとともに、今後の円滑なワクチン接種に特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

(別紙)

1. 一般名：組換え沈降 B 型肝炎ワクチン（酵母由来）

販売名：①ヘプタボックスⅡ

②ビームゲン、同注 0.25mL、同注 0.5mL

会社名：①MSD 株式会社、②一般財団法人化学及血清療法研究所

対象の効能・効果：

B 型肝炎ウイルス母子感染の予防（抗 HBs 人免疫グロブリンとの併用）

変更後の用法・用量：

通常、0.25mL を 1 回、生後 12 時間以内を目安に皮下に注射する。更に、0.25mL ずつを初回注射の 1 箇月後及び 6 箇月後の 2 回、同様の用法で注射する。

ただし、能動的 HBs 抗体が獲得されていない場合には追加注射する。

※ 下線部を変更

用法・用量に関連する接種上の注意：

B 型肝炎ウイルス母子感染の予防における初回注射の時期は、被接種者の状況に応じて生後 12 時間以降とすることもできるが、その場合であっても生後できるだけ早期に行うこと。

※ 下線部を追加

2. 一般名：①②乾燥 HBs 人免疫グロブリン、③④抗 HBs 人免疫グロブリン

販売名：①ヘブスブリン筋注用 200 単位、ヘブスブリン筋注用 1000 単位、②乾燥 HB グロブリン筋注用 200 単位「ニチャク」、乾燥 HB グロブリン筋注用 1000 単位「ニチャク」、③抗 HBs 人免疫グロブリン筋注 200 単位/1mL「日赤」、抗 HBs 人免疫グロブリン筋注 1000 単位/5mL「日赤」、④ヘパトセーラ筋注 200 単位/mL（200 単位 1mL1 瓶、1,000 単位 5mL1 瓶）

会社名：①③一般社団法人日本血液製剤機構、②日本製薬株式会社、④一般財団法人化学及血清療法研究所

対象の効能・効果：

新生児の B 型肝炎予防（原則として、沈降 B 型肝炎ワクチンとの併用）

変更後の用法・用量：

初回注射量は 0.5～1.0mL を筋肉内に注射する。初回注射の時期は生後 5 日以内とする。なお、生後 12 時間以内が望ましい。また、追加注射には、体重 1kg 当たり 0.16～0.24mL を投与する。

※ 下線部を変更

(別添)

健感発 0317 第 3 号
雇児母発 0317 第 3 号
平成 26 年 3 月 17 日

各 〔都道府県〕
〔政令市〕 衛生主管部(局)長・母子保健主管部(局)長 殿
〔特別区〕

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

B型肝炎母子感染予防方法の変更について

医薬品組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来)並びに医薬品乾燥HBs人免疫グロブリン及び医薬品抗HBs人免疫グロブリンについては、「新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品の適応外使用について」(平成25年10月18日付け薬食審査発1018第1号・薬食安発1018第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知)を踏まえ、製造販売承認事項一部変更承認申請がなされ、平成26年3月17日付けで、別紙1のとおり承認されたところです。ただし、公益社団法人日本産科婦人科学会から、平成25年11月8日付けで、B型肝炎母子感染予防方法の変更について、「すでに旧プロトコールで予防を開始している場合はそのまま従来法での完遂をお願いします。」とされていますので、既に変更前の用法・用量で接種を受けられている方については、御留意ください(接種スケジュールは、別紙2を参照のこと。)

つきましては、貴職におかれましても、当該変更について御了知の上、引き続き関係部局と協力して予防接種対策及び母子保健対策を推進していただくとともに、管内市町村、関係団体等に周知徹底いただきますようお願いいたします。

なお、当該接種は、B型肝炎ウイルスを有する妊婦が出産した場合に母子感染によってその子がキャリア化(HBs抗原持続陽性者)することを予防するものであり、HBs抗原陰性の妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチンの予防接種については、従前どおりであることを申し添えます。

また、保険診療上の取扱いについては、別添のとおり「公知申請に係る事前評価が終了し、薬事法に基づく承認事項の一部変更承認がなされた医薬品の保険上の取扱いについて」(平成26年3月17日保医発0317第1号厚生労働省保険局医療課長通知)により都道府県国民健康保険主管(部)局等宛てに周知徹底をお願いしていますので、併せて御了知いただくようお願いいたします。

(別紙1)

1. 一般名：組換え沈降B型肝炎ワクチン（酵母由来）

販売名：①ヘプタボックスⅡ

②ビームゲン、同注0.25mL、同注0.5mL

会社名：①MSD株式会社、②一般財団法人化学及血清療法研究所

対象の効能・効果：

B型肝炎ウイルス母子感染の予防（抗HBs人免疫グロブリンとの併用）

変更後の用法・用量：

通常、0.25mLを1回、生後12時間以内を目安に皮下に注射する。更に、0.25mLずつを初回注射の1箇月後及び6箇月後の2回、同様の用法で注射する。

ただし、能動的HBs抗体が獲得されていない場合には追加注射する。

※ 下線部を変更

用法・用量に関連する接種上の注意：

B型肝炎ウイルス母子感染の予防における初回注射の時期は、被接種者の状況に応じて生後12時間以降とすることもできるが、その場合であっても生後できるだけ早期に行うこと。

※ 下線部を追加

2. 一般名：①②乾燥HBs人免疫グロブリン、③④抗HBs人免疫グロブリン

販売名：①ヘブスブリン筋注用200単位、ヘブスブリン筋注用1000単位、②乾燥HBグロブリン筋注用200単位「ニチャク」、乾燥HBグロブリン筋注用1000単位「ニチャク」、③抗HBs人免疫グロブリン筋注200単位/1mL「日赤」、抗HBs人免疫グロブリン筋注1000単位/5mL「日赤」、④ヘパトセーラ筋注200単位/mL（200単位1mL1瓶、1,000単位5mL1瓶）

会社名：①③一般社団法人日本血液製剤機構、②日本製薬株式会社、④一般財団法人化学及血清療法研究所

対象の効能・効果：

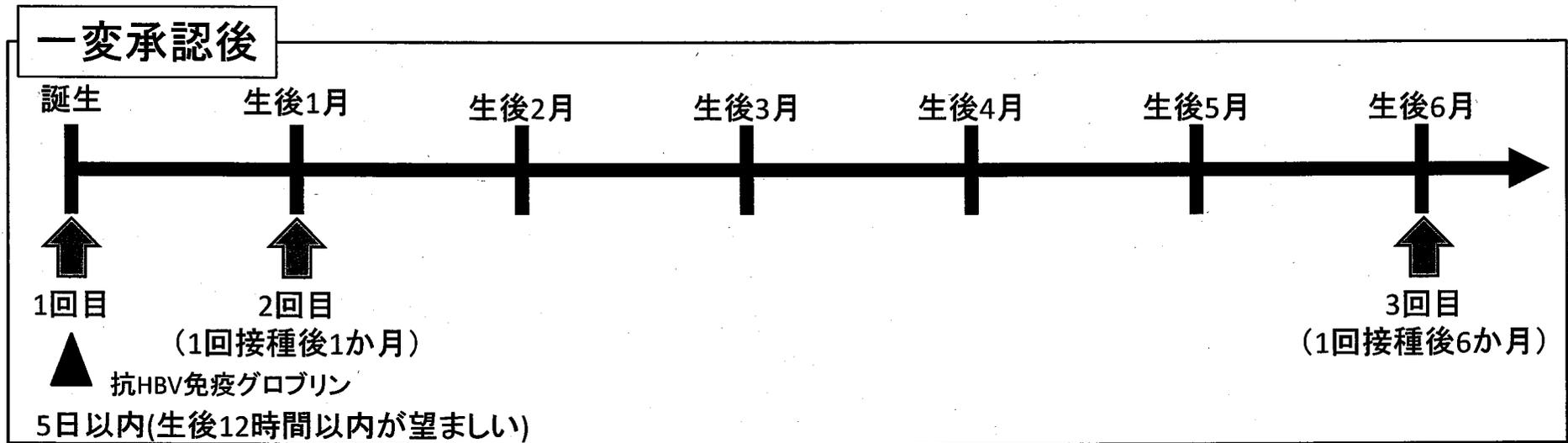
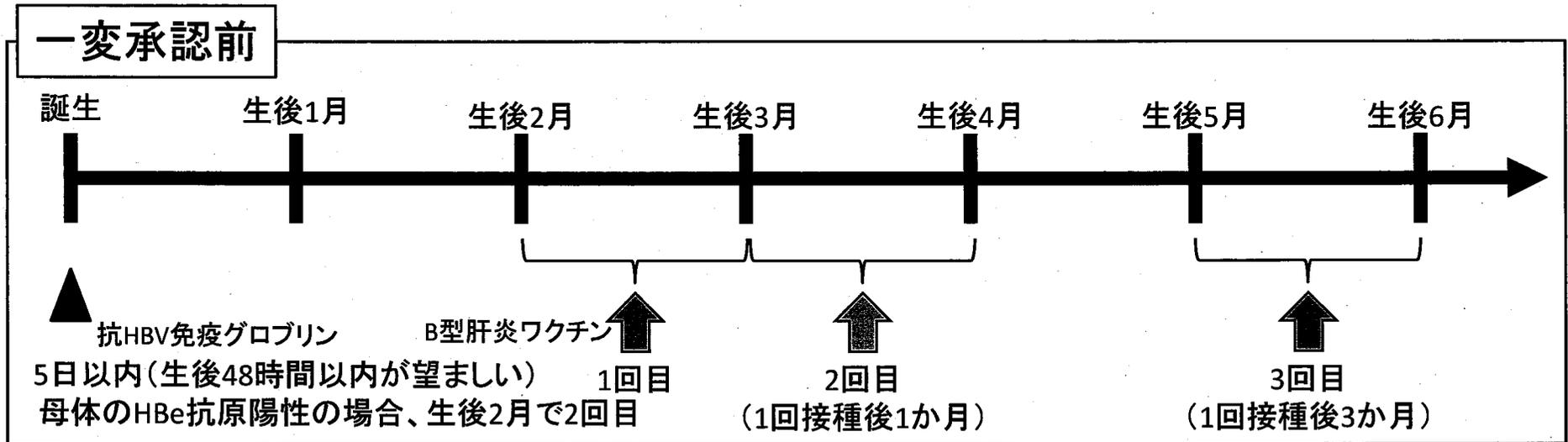
新生児のB型肝炎予防（原則として、沈降B型肝炎ワクチンとの併用）

変更後の用法・用量：

初回注射量は0.5～1.0mLを筋肉内に注射する。初回注射の時期は生後5日以内とする。なお、生後12時間以内が望ましい。また、追加注射には、体重1kg当たり0.16～0.24mLを投与する。

※ 下線部を変更

(参考) B型肝炎ウイルスの母子感染予防スケジュール



出典: 医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議 公知申請への該当性に係る報告書
公益社団法人日本産婦人科医会 母子保健部会B型肝炎母子感染予防方法の変更について